

# 大量保有報告書、4月より E D I N E T 提出義務化

制度調査部  
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-50

## 【要約】

TOB・大量保有報告書制度の見直しが、段階的に実施されている。  
その最終段階として、大量保有報告書のE D I N E T 提出が義務化される。  
施行日は2007年4月1日である。

## はじめに

ファンドや事業会社による敵対的買収、買収防衛策の導入など、近年、M & Aを巡る環境は大きく変わってきている。

これを受けて、2006年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）の中でも、TOB・大量保有報告書制度の大幅な見直しが行われた。

同年12月には、施行日や細目を定める政省令も公布された。これを受けて、2006年12月から2007年4月にかけて、改正事項が、順次、施行されていっている。

その最終段階として、大量保有報告書のE D I N E T 提出が2007年4月から義務化される。

## 1. 概要 ～ E D I N E T 提出の義務化～

改正法の下では、大量保有報告書及びその変更報告書についても、有価証券報告書などと同様に、電子開示システムE D I N E Tを利用した電子提出が義務化される（証券取引法27の30の2）。

その結果、株式の大量取得動向に関する情報が、一般投資家にもより迅速に提供されることが期待される。

## 2. E D I N E Tとは？

E D I N E Tとは、「Electronic Disclosure for Investors' NETWORK」の略称で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことである。それまで、紙媒体で提出されていた有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化するために、2001年6月から運用が開始され

ている<sup>1</sup>。

E D I N E Tを利用した開示書類の実際の提出は、開示書類の提出者が、開示書類に記載すべき情報をインターネットを利用したオンラインで財務(支)局に提出し、これらの開示情報を財務(支)局の閲覧室に設置するモニター画面によって公衆縦覧を行うというものである。その際、提出された開示情報は、インターネットを利用して広く一般にも提供するシステムとなっている。

その結果、E D I N E Tは、開示のペーパーレス化によって開示書類の提出者の事務負担を軽減しただけではなく、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化にも貢献したと評価されている。

### 3 . 大量保有報告書とE D I N E T

証券取引法の下では、ほとんどの開示書類についてE D I N E Tによる提出が可能となっている。ただ、開示書類の種類によって、E D I N E Tによる提出が義務付けられるもの(有価証券報告書、有価証券届出書など)と、E D I N E Tによる提出が任意とされているもの(有価証券通知書、発行登録通知書など)に分けられている。

大量保有報告書及びその変更報告書については、改正前の証券取引法の下では、E D I N E Tによる提出は任意とされていた。その結果、提出者が意図的に迅速な電子媒体での提出・開示を避けて、紙ベースでの提出・開示を行う危険性があったのである。

もちろん、金融庁もこうした問題は認識しており、2005年10月3日より紙ベースで提出された大量保有報告書についても即日インターネットで閲覧可能とする措置を講じている<sup>2</sup>。

しかし、金融庁からのヒアリングによれば、E D I N E Tによる提出・開示は、(書式の不備などがなければ)コンピュータ・サーバに直接情報が記録されるため、原則として、インターネットでも速やかに閲覧可能となる。それに対して、紙ベースでの提出・開示が行われた大量保有報告書をインターネットで閲覧可能とするためには、提出された書面をコンピュータに取り込む作業が必要となる。

そのため、特に大量保有報告書の提出件数が多い場合などには、コンピュータに取り込む作業が膨大となり、実際に一般投資家がインターネットで閲覧可能となるまでに、タイムラグが生じることとなる。

その意味では、改正法の下で大量保有報告書のE D I N E Tによる電子提出・開示が義務付けられることは意義のあることだと言えるだろう。

### 4 . 投資家によっては対応が必要に

証券会社、金融機関、機関投資家などの場合、義務化前から既にE D I N E Tによる提出を実

<sup>1</sup> システムの全面移行・稼働は、2004年6月であった。

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/syouken/f-20050916-1.html>) に掲載されている。なお、吉川満・古頭尚志「EDINET、大量保有報告書等の即日提供へ」(2005年9月21日付DIR制度調査部情報)も参照。

---

施しているところもある。また、上場会社の場合、有価証券報告書などは既に E D I N E T による提出が義務付けられている。従って、大量保有報告書について E D I N E T 提出が義務付けられても、それほど大きな影響はないだろう。

しかし、投資家によっては、E D I N E T への対応が必要となる者もいる。例えば、多くの個人の大株主（オーナーなど）がこれに該当するだろう。

この点について、金融庁も「E D I N E T による提出に際しては、事前に登録届出書を提出し、E D I N E T を利用するための ID やパスワードを取得していただくこととなりますが、この手続きには数日間必要となります。また、書類提出は、定められた仕様に基づき行う必要があります。初めての場合には予想外に時間がかかる可能性もありますのでご注意ください」とウェブサイトなどを通じて注意を呼びかけている<sup>3</sup>

## 5 . 施行日

大量保有報告書の E D I N E T 提出義務化の施行日は、2007 年 4 月 1 日とされている（証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令）。

---

<sup>3</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070309-1.html>